

生活支援型訪問サービスの 従事者研修について

平成29年 9月11日
芦屋市福祉部地域福祉課

訪問型サービスの種類について①

| 項目 | 予防専門型訪問サービス | 生活支援型訪問サービス |
|----------------------|---|--|
| サービス内容 | 訪問介護員等(介護福祉士，介護保険法(以下法)第8条第2項に規定する政令で定める者)による ○身体介護○生活援助 等 | 従事者(介護福祉士，法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める研修を修了した者をいう。)による ○生活援助のみ：45分から1時間 |
| 対象者となるケースとサービス提供の考え方 | ○身体介護を要する ○退院直後や心肺に疾患を有する不安定な身体状況 ○認知機能の低下や精神疾患を有する等により日常生活に支障がある ※上記のような場合で，有資格者等による対応が望ましいと適切にアセスメントされたケース | ○必要なサービスが生活援助のみ ○本人及び家族の心身の状況が有資格者等による見守りや対応を必要としないケース |
| 人員基準 設備基準 運営基準 | (従来の介護予防訪問介護の基準同様) | (従来の介護予防訪問介護の基準を一部緩和) ○サービスを提供する従事者について，有資格者等だけでなく，市長が別に定める研修を修了した者を含める。また，員数についても必要数とする。 ○訪問事業責任者について，訪問型サービス又はこれに準ずるサービスに1年以上従事した経験を有する場合は，研修修了者でも可とする。 ○管理者について，常勤でなくともよいとする。 等 |

訪問型サービスの種類について②

| 項目 | 予防専門型訪問サービス | 生活支援型訪問サービス |
|--------|---|---|
| 利用者負担額 | 介護給付の利用者負担割合 (原則 1 割, 一定以上所得者は 2 割) | |
| 限度額管理 | 限度額管理の対象・国保連で管理 | |
| 支払方法 | 国保連経由で審査・支払 | |
| 実施方法 | 事業者指定 | |
| 算定単位 | 月包括単価 | 利用 1 回ごとの出来高払い |
| 単価 | 週 1 回程度 1, 1 6 8 単位/月 週 2 回程度 2, 3 3 5 単位/月 週 2 回超 3, 7 0 4 単位/月 ※週 2 回超は, 要支援 2 の認定者のみ 加算及び減算 ① 初回加算 ② 生活機能向上連携加算 ③ 介護職員処遇改善加算 ④ サービス提供責任者の要件による減算 ⑤ 同一建物減算 | 週 1 回程度 (月 5 回まで) 2 0 0 単位/回 週 2 回程度 (月 1 0 回まで) 2 0 0 単位/回 加算 ①初回加算 |

生活支援型訪問サービス従事者研修について

概要

介護福祉士, 介護職員初任者研修修了者等の資格を有しない者が, 市独自基準の「生活支援型訪問サービス」に従事するために必要な知識及び技能等を修得することを目的とする。

対象者

研修終了後に, 市独自基準の「生活支援型訪問サービス」の指定を受けた事業所で働く意欲のある方かつ訪問介護の従事者に必要な資格を取得しておられない方

○ 4 0 歳以上の方で, 「介護」に関心のある方。

研修カリキュラム

① 制度理解 ② 職務の理解 ③ 老化や疾病についての理解と介護予防 ④ 高齢者の尊厳の保持
⑤ チームケア ⑥ 自立支援の理論と実践 ⑦ 本人や家族とのコミュニケーション ⑧ 認知症の理解

平成 2 9 年度開催日程

- ・平成 2 9 年度は 3 回開催します。 ※研修受講無料
- 【第 1 回】 5 月 12 日 (金) , 5 月 17 日 (水) << 済 >>
- 【第 2 回】 9 月 26 日 (火) , 9 月 29 日 (金) << 9 月 1 日 広報あしや高齢者特集号に掲載 >>
- 【第 3 回】 平成 30 年 1 月 31 日 (水) , 2 月 2 日 (金) (予定)
- ・ 1 回の研修は, 2 日間 (1 2 時間) で行う。
- ・ 1 回の研修受講者は定員 5 0 人。
- ・ 研修を修了した者には, 修了証を交付する。

平成29年度第2回

芦屋市 生活支援型訪問サービス 従事者研修を開催します！

- ◆無料
- ◆定員50名(先着順)
- ◆申込〆切
9月15日(金)

地域全体で高齢者を支える社会に向けて

介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が創設されました。

総合事業では、介護保険サービス等に加え、ボランティア等による支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくための支援を行っていきます。

あなたも、
生活支援の担い手
になりませんか？



生活支援型訪問サービスとは？



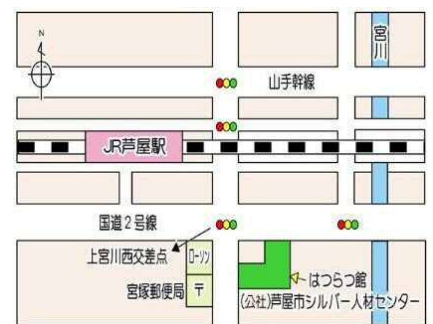
総合事業のサービスのうちのひとつで、要支援1、2及び事業対象者を対象に、生活援助(買い物, 調理, 洗濯, 掃除等)を行います。

介護福祉士などの専門職のみでなく、本研修を修了した方が指定事業所に所属しサービスを提供することができます。

研修開催概要

- 日 時 1日目:9月26日(火)9時00分~16時10分
2日目:9月29日(金)9時00分~16時10分
※2日間すべての科目の受講が必須です。
- 対 象 40歳以上の方
(指定事業所に従事することを検討できる方)
- 会 場 芦屋市シルバー人材センター はつらつ館
- 申込期間 9月1日(金)~9月15日(金)
- 申込方法 裏面の申込用紙をご確認ください。
- 備 考
 - ・後日申込者宛に受講決定通知を送付します。
 - ・従事者として活動するためには、研修修了後に、指定事業所で採用される必要があります。
 - ・市では、指定事業所への就職のあっせん等は行いません。

<会場地図>



※会場に駐車場はありません。ご来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

問い合わせ先

(研修の内容に関すること)
芦屋市福祉部地域福祉課
〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
TEL:0797-38-2040/FAX:0797-38-2060

(申込に関すること)
芦屋市シルバー人材センター
〒659-0062
芦屋市宮塚町2番2号
TEL:0797-32-1414/FAX:0797-31-9223

芦屋市生活支援型訪問サービス従事者研修カリキュラム

| 日程 | 時間 | 内容 |
|----------------------|-------------|----------------------------------|
| 【1日目】 9/26 (火) | 9:00~9:05 | オリエンテーション |
| | 9:05~10:05 | 制度理解(介護保険制度と介護予防・日常生活支援総合事業について) |
| | 10:10~11:10 | 職務の理解(介護予防ケアマネジメントなど) |
| | 11:15~12:15 | 老化や疾病についての理解と介護予防 |
| | 13:05~15:05 | 高齢者等の尊厳の保持 |
| | 15:10~16:10 | チームケア |
| 【2日目】 9/29 (金) | 9:00~11:30 | 自立支援の理論と実践 |
| | 12:20~14:20 | 本人や家族とのコミュニケーション |
| | 14:25~15:55 | 認知症の理解 |
| | 15:55~16:10 | 修了証明書の交付, 連絡事項 |

申込方法

申込用紙を右記申込先まで郵送,
FAX又は持参によりご提出ください。

申込先 芦屋市シルバー人材センター
FAX: (0797)31-9223
郵送: 〒659-0062
 芦屋市宮塚町2番2号

申込用紙

| | | | |
|---------------------------|---|----|---|
| 申込日 | 平成29年 月 日 | | |
| ふりがな | ※修了証明書に記載しますので正しくご記入ください。 | | |
| 氏名 | | | |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日 | 年齢 | 歳 |
| 住所 | 〒 - | | |
| TEL | () | - | |
| FAX | () | - | |
| メールアドレス | ※今後、各指定事業所からの求人情報を希望する方はご記入ください。 | | |
| 事業所名 | ※事業所に在籍している方はご記入ください。 | | |
| 介護福祉士など 訪問介護の資格の 有無 | ※「有」の場合は本研修の受講が必須ではないため受講希望理由を必ずご記入ください。 無 ・ 有 (理由: _____) | | |

※ご記入いただいた個人情報は、本研修の受講及び修了にかかるものとして取り扱うものであり、事業の目的以外には使用いたしません。